

平成27年第2回定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎議案補充説明

1 三重県民の森の指定管理者の指定議案について ······	1
2 三重県上野森林公园の指定管理者の指定議案について ······	7

◎所管事項説明

【別添資料】

1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）（中間案）に関する意見への回答について ······	14
2 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）（最終案）について ··· 別冊1	
3 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（最終案）について ······	15 (別添1-1, 1-2)
4 三重県農業版B C P（仮称）（中間案）について ······	17 (別添2)
5 T P P（環太平洋パートナーシップ協定）について ······	18
6 三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域等の指定について ······	19 (別添3)
7 第2期「みえ生物多様性推進プラン」（中間案）について ······	22 (別添4)
8 三重県水産業・漁村振興指針（中間案）について ······	24 (別添5-1, 5-2)
9 各種審議会等の審議状況の報告について ······	26

別冊1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）（最終案）

別冊2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（最終案）

別冊3 三重県農業版B C P（仮称）（中間案）

別冊4 T P P関連資料

別冊5 みえ生物多様性推進プラン（中間案）

別冊6 三重県水産業・漁村振興指針（中間案）

平成27年12月

農林水産部

(議案補充説明)

1 三重県民の森の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第195号「三重県民の森の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県民の森」について、平成28年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県民の森条例（昭和55年三重県条例第3号）第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

(1) 施設名称 三重県民の森

(2) 設置場所 三重県三重郡菰野町大字千草字西貝石7181-3

4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県桑名市大字星川853-3

名 称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター

代表者 理事長 森 豊

5 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成27年10月9日から平成27年10月16日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

- ・特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
(三重県桑名市大字星川853-3)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定経過の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、経費だけではなく、サービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長	石川 知明	(三重大学教授)
委 員	赤木 邦男	(弁護士)
委 員	岩田 広子	(公認会計士)
委 員	小林 ゆかり	(株百五経済研究所)
委 員	下村 和恵	(四日市自然保護推進委員会)
委 員	保黒 時男	(公募委員)

イ 審査の経過

平成27年8月11日	第1回選定委員会（審査基準及び配点の策定）
平成27年10月28日	第2回選定委員会（第2次審査（ヒアリング審査））
平成27年11月5日	第3回選定委員会（第2次審査（ヒアリング審査）、及び、総合判定）

※応募団体数が3団体以内であったため、第1次審査（書類審査）を実施せず、全ての申請団体に対して第2次審査（ヒアリング審査）を実施しました。

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数（3000点満点））

特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター

（評価点 2167点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県桑名市大字星川853-3

名 称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター

代表者 理事長 森 豊

カ 選定した理由

選定委員会の審査結果を踏まえ、「特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター」は、

- ・現指定管理者であり、三重県民の森の設置目的、役割を十分に認識しているとともに、管理、運営に関する責任体制、実施方策が確立されており、十分に三重県民の森の管理、運営が可能であると見込まれること
- ・施設の維持管理について、直営化の検討を継続して進めるとともに、職員の創意工夫により速やかに老朽化した施設を補修する提案がなされており、経費の縮減が期待されること

などの評価があり、総合的に判断して指定管理候補者に選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

指定管理候補者は、これまでに自然環境を最大限に生かしたイベント等により利用者数を増加させるなど、運営にかかる豊富な知識や経験を有するとともに、新たな発想で、情報の発信や利用者の意見等の把握、管理運営への反映などを具体的に提案していることから、施設利用者数の増加や満足度の向上が期待できます。

(2) 経費の縮減及び満足度の向上

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き民間事業者の有するノウハウを活用して経費の縮減を図ることができます。

指定管理候補者は、これまでの取り組みに加えて、老朽化した施設の補修に県民の森の間伐材を活用するなど、スタッフの創意工夫による速やかな対応を計画していることから、経費の縮減とともに施設利用者の信頼向上が期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

三重県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の推進、資源循環型社会の構築、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用負担についてあらかじめ定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービスについて、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営へ反映するよう指定管理者に求めます。

(5) 緊急事態発生時の対応

指定管理期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害の緊急事態が発生した場合は、すみやかに適切な応急処置を行うとともに、県その他関係者に対して通知し、必要な措置について協議を行うよう、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担をあらかじめ定めます。

設置基準の変更など法改正等に伴う管理物件の整備や経年劣化による大規模な施設の修繕等については、県がリスクを分担するものとし、指定者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等については、指定管理者が分担するものとします。

(7) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出される業務計画書については、基本方針、事業計画概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(8) 業務報告書の提出

指定管理者から毎月の利用者数の報告と、年2回（12月及び3月）のイベント実施状況及びアンケート結果の報告を求めます。

(9) 事業報告書の提出

指定管理者から毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標との実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、隨時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。この調査の結果、サービスや施設の維持管理が基準を満たしていない場合には、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成27年12月 指定管理者の指定

平成28年 1月 協定書の締結

平成28年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	記点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
			特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	
1 県民の平等な利用の確保	・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の推進、資源循環型社会の構築、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策を十分理解し、施策目標の達成に協力すること。	300	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの生きものに囲まれた、人も自然も笑顔になれる社会にする」をミッションとした管理運営。 (・利用者の声に耳をかたむけた公園づくり) <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人びとへの情報発信 ・地域の自然の拠点づくり ・平等・公平な管理運営 ・公園を拠点とした地域づくりへの貢献 ・関連法令・条例の遵守) ・平成32年度までに年間利用者数を150,000人とする自主目標。 	213
管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか				
指定管理者としての意欲や熱意、責任を感じられるか				
社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか				
施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか				
企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				
2 三重県民の森の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。 ・管理方針にそって管理運営を行うこと。 (・利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進を図る ・常に良好な状態に保つ ・利用者の安全を常に確保する。) ・緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> (・危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備 ・緊急事態等の発生ときには危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること) ・個人情報の保護について、三重県個人情報条例の遵守 ・情報公開について三重県情報公開条例の遵守 ・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。 	750	<ul style="list-style-type: none"> ・PCDAマネジメントサイクルに基づいた運営に基づくより良い環境の提供。 ・カシナガキクイシムによる森林被害、シカやイノシシなどの獣害、捨てネコやラノコ增加に対する対策の実施。 ・事務局と森林公園管理事務所をカメラでつなぐコミュニケーションの実現。 ・三重県民の森の基本方針に従った生物多様性の確保を考慮した管理。 ・きめ細やかな職員の巡回、専門家の点検等による、事故等の未然防止策の充実。 ・事故・災害等の対応を定めた危機管理マニュアルの随時更新、各種訓練や近隣関係機関との情報交換。 ・危機管理マニュアルに基づく、事故または災害への迅速な対応。 ・「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規定」に従った個人情報の取扱い。「情報漏えい等防止チェックリスト」を活用した、全職員向け研修の実施、事故の未然防止。 ・「三重県民の森情報公開実施要領」の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催イベントについて、森林の適正管理・多面的機能の發揮など、より専門的な内容につながるよう、一層の工夫に努められたい。 ・希少種・絶滅危惧種の保護・保全への取り組みは、森林の価値を高め、自然の豊かさを生み出し、県民の森の存在価値を高めることになる。 ・この地域の里山で見られたヤマツツジの衰退が進んでいるため、その対策と、タブ林を歓喜から、守るためにの対策を講じられた。
管理基準を満たしたうえで、維持管理レベルを向上させる工事がなされているか				
施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組が提案されているか				
長期的な視点に基づいた管理方法であるか				
生物多様性の確保を配慮した管理方法であるか				
利用者の安全確保・事故防止策は具体的で効果的なものか				
危険箇所・損傷箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか				
緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか				
緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか				
個人情報保護に配慮する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
情報公開を積極的に実行する体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
3 三重県民の森の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ等があった場合には、丁寧な対応と適切な案内を行うこと。 ・自然体験型イベントの年24回(原則月2回)を実施すること。 ・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。 ・ホームページによる情報提供などをを行い、利用促進に努めること。(原則週1回情報発信すること。) ・事業報告、業務報告を仕様書に従って行うこと。 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数 毎年度 12万人 ・満足度 <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者満足度 92% 	1,350	<ul style="list-style-type: none"> 「県民の森に行けば、何かやっている」という認知による、リピーターや新規利用者の獲得。 【自然体験型イベントの実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・原則毎週末及び夏休み期間中実施 ・森林セラピーやヨガ等、新しい魅力を利用したイベントによる新規来園者の開拓。 ・普通障害保険の年間加入、及び、普通救急救命講習受講者による救急対応。 ・自然学習展示館を活用した展示等の充実。 ・園内の間伐材等を利用した設備の補修。 ・森林整備と一体化したイベントの実施。 ・三重の森林づくり条例の基本理念に照らした、森林環境教育の実施。 ・森林を体感できるプログラムの構築。 ・専門性の高いプログラムによる指導者の育成、経験を積む場の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性に配慮した、多様かつ積極的な情報発信にかかる提案があり、県民の幅広い利用につながることが期待できる。 ・独創的なイベントが多く、リピーター及び来園者の増大を考えている。 ・一般利用者の視点からの公園管理・経営が期待できる。特にイベントの開催及び集客について、これまでに実績もあり十分な成果が期待できる。
年間を通じ、適切な時期にイベントが計画されているか				
独創的な内容のイベントが提案されているか				
自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか				
森林公園として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか				
「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか				
自然環境について十分な知識を有しているか				
三重県民の森の利用者数を増加させる方策が提案されているか				
利用者、参加者の満足度向上のための方策が提案されているか				
三重県民の森で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか				
施設の効用を高めるため、他の機関や団体等との連携が具体的に提案されているか				
県民の森の管理及び運営について、地域住民等が参加できる提案がなされているか				
利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				
施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
			特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	
4 管理に係る経費の効率性	指定管理料の上限 総額120,102千円	300	<ul style="list-style-type: none"> ・時間及びコストについて、ムリ・ムダ・ムラを意識した臨機応変な対応。 ・再受託業務の縮減による経費の効率化。 ・資格者による効果的・効率的な植物管理のアドバイス受理。 ・社会環境の変化に対応した経費の効率化への取組。 	200
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	平成28年度 23,670千円 平成29年度 24,108千円 平成30年度 24,108千円 平成31年度 24,108千円 平成32年度 24,108千円			
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか				
5 管理に必要な人員及び財政的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。 ・開所時間内は、県民の森利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。 ・施設管理に必要な資格を有する者(防火管理者等)を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。 	300	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員3名(総括責任者、イベント・広報担当及び植物・施設管理担当者企画運営担当のそれぞれの副責任者)の配置。 ・植物管理やイベント企画・運営、施設整備のサポートスタッフへの非常勤職員の配置。 ・女性や高齢者職員のワーク・ライフ・バランスへの配慮、個人の能力と個性を十分に発揮できる運営の実現。 ・定期的な研修や視察、OJT等の徹底した教育の実践。 ・NPO法人を対象にした銀行融資による財政基盤の安定化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営母体の経営状態が良好とは言い難い。安定的な運営を行うために、母体の財政的な基盤確保が必要である。 ・今後の人員の確保について、具体的な説明がなかった。
組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか				
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか				
人材育成方針、研修体制が効率的かつ適切なものとなっているか				
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか				
総合審査結果		3,000		2,167

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県桑名市大字星川853-3 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター 理事長 森 豊
選定委員会の講評	三重県民の森指定管理者選定委員会での審査結果である評価点及び下記事項から総合的に判断し、特定非営利活動法人三重県自然環境保全センターが指定管理候補者に適していると認められるため。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されており評価できる。 ・新たな発想で、情報の発信や利用者の意見等の把握、管理運営への反映などを具体的に考えていることから、施設利用者数の増加または満足度の向上が期待できる。 ・森林環境教育の場としての三重県民の森の十分な機能発揮が期待できる。 ・職員の創意工夫により速やかに老朽化した施設を補修することで、経費の縮減が期待できる。 ・長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理が期待できる。

(議案補充説明)

三重県上野森林公園の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第196号「三重県上野森林公園の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

農林水産部が所管している公の施設「三重県上野森林公園」について、平成28年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県上野森林公園条例（平成10年三重県条例第4号）第6条第2項の規定に基づき指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県上野森林公園
- (2) 設置場所 三重県伊賀市下友生松ヶ谷1番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県桑名市大字星川853-3
名 称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
代表者 理事長 森 豊

5 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成27年10月9日から平成27年10月16日まで行った結果、次の3団体から応募申請がありました。

- ・伊賀森林組合（三重県ゆめが丘七丁目7番地の1）
- ・特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
(三重県桑名市大字星川853-3)
- ・NPO 森と木（三重県伊賀市緑ヶ丘西町2562-8-204）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定経過の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、経費だけではなく、サービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 石川 知明 (三重大学教授)
委 員 赤木 邦男 (弁護士)
委 員 岩田 広子 (公認会計士)
委 員 小林 ゆかり (株百五経済研究所)
委 員 下村 和恵 (四日市自然保護推進委員会)
委 員 保黒 時男 (公募委員)

イ 審査の経過

平成27年8月11日 第1回選定委員会（審査基準及び配点の策定）
平成27年10月28日 第2回選定委員会（第2次審査（ヒアリング審査））
平成27年11月5日 第3回選定委員会（第2次審査（ヒアリング審査）、及び、総合判定）

※応募団体数が3団体以内であったため、第1次審査（書類審査）を実施せず、全ての申請団体に対して第2次審査（ヒアリング審査）を実施しました。

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数（3000点満点））

第1順位 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター
(評価点 2085点)

第2順位 伊賀森林組合 (評価点 2070点)

第3順位 NPO森と木 (評価点 1499点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県桑名市大字星川853-3

名 称 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター

代表者 理事長 森 豊

カ 選定した理由

選定委員会の審査結果を踏まえ、「特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター」は、

- ・他の施設において指定管理者として管理を適切に行っている実績があり、管理、運営に関する責任体制、実施方策が確立されており、十分に三重県上野森林公园の管理、運営が可能であると見込まれること
- ・施設の維持管理について、直営化の検討を進めることにより、経費の縮減が期待されること

などの評価があり、総合的に判断して指定管理候補者に選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

指定管理候補者は、これまでに自然環境を最大限に生かしたイベント等により利用者数を増加させるなど、運営にかかる豊富な知識や経験を有するとともに、新たな発想で、情報の発信や利用者の意見等の把握、管理運営への反映などを具体的に提案していることから、施設利用者数の増加や満足度の向上が期待できます。

(2) 経費の縮減及び満足度の向上

県は、指定管理者制度の継続により、引き続き民間事業者の有するノウハウを活用して経費の縮減を図ることができます。

指定管理候補者は、業務委託を極力少なくし、直営化又はイベント等を通じてボランティアの参加を募る等の対応を計画していることから、経費の縮減とともに利用者の信頼向上が期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

三重県が推進する、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の推進、資源循環型社会の構築、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が、業務の一部を第三者に委託し文は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用負担についてあらかじめ定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービスについて、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営へ反映するよう指定管理者に求めます。

(5) 緊急事態発生時の対応

指定管理期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害の緊急事態が発生した場合は、すみやかに適切な応急処置を行うとともに、県その他関係者に対して通知し、必要な措置について協議を行うよう、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担をあらかじめ定めます。

設置基準の変更など法改正等に伴う管理物件の整備や経年劣化による大規模な施設の修繕等については、県がリスクを分担するものとし、指定者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等については、指定管理者が分担するものとします。

(7) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出される業務計画書については、基本方針、事業計画概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(8) 業務報告書の提出

指定管理者から毎月の利用者数の報告と、年2回（12月及び3月）のイベント実施状況及びアンケート結果の報告を求めます。

(9) 事業報告書の提出

指定管理者から毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標との実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、隨時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。この調査の結果、サービスや施設の維持管理が基準を満たしていない場合には、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成27年12月 指定管理者の指定

平成28年 1月 協定書の締結

平成28年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
1 県民の平等な利用の確保	・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた自然との共生の確保、環境保全活動の推進、資源循環型社会の構築、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策を十分理解し、施策目標の達成に協力すること。	300	<p>【伊賀森林組合】</p> <p>県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的とし、以下の基本方針により管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供 ・森林の持つ公益的機能の提供 ・県民への円滑な発信 ・安定的な経営の実現等の基本方針 	205 ・施設の設置目的を理解したうえで、明確な管理運営の方向性が示されている。
管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか				
指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか				203 ・他施設での実績・成果が顕著であり、これらを活かそうという意欲が高い。
社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について配慮しているか				
施設運営の成果目標が適切に設定され、自己評価の体制及び基準は確立されているか				
企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令順守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				158
2 三重県上野森林公園の適切な維持管理	・管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。 ・管理方針にそって管理運営を行うこと。 (・利用者ニーズの把握に努め、利用者サービス向上を図る。 ・利用促進を図る ・常に良好な状態に保つ ・利用者の安全を常に確保する) ・緊急時の対応 (・危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成 ・緊急時を想定した訓練の定期的な実施、危機管理マニュアルの点検整備 ・緊急事態等の発生ときには危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講じ、三重県及び関係機関へ連絡通報すること) ・個人情報の保護について、三重県個人情報条例の遵守 ・情報公開について三重県情報公開条例の遵守 ・仕様書に基づき、植物管理業務、清掃管理業務、保守点検業務等を行い適切な状態に保つこと。 緊急時・事故発生時における危機管理対策は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は、適切に提案されているか 個人情報保護を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか 情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	750	<p>【伊賀森林組合】</p> <p>・管理事務所長を常駐の管理責任者として森林公園に専属配置し、組合職員(総務課長以下2名)を森林公園の担当者(管理責任者の補佐約)として配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者アンケート等を通じPDCA管理を徹底。 ・外部委託業務の見直しによる経費節減。 ・生物多様性の効果的保全活動 ・利用者のユーザビリティ向上と関西・中部方面の利用客の増加を視野に入れたニーズ把握を含めた戦略的経営 ・エリアごとに戦略を分けた管理(ゾーニング) ・生物・生態系に配慮した(希少種等)薬剤使用の制限 ・定期的なモニタリングの実施し、生息状況を把握しつつ、脅威となる外来生物等の排除管理を行う。 <p>【三重県自然環境保全センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全・安心・快適に利用できる空間であることを最優先に考え、仕様書に定められている管理水準を満たし、常に良好な状態が保てるよう努める。 ・業務に優先順位をつけて取り組み、PCDAマネジメントサイクルに基いた運営を行う。 ・専門技術を要する維持管理業務は委託により管理する。 ・カシノナガキイクムシ対策として、専用粘着テープによる樹木の保護を行うとともに、萌芽更新によりナラ枯れに強い森をつくる。 ・事務局と森林公園管理事務所をウェブカメラでつなぐことにより、物理的距離を取り除いたなコミュニケーションを実現させる。 ・継続的な植物調査と植物以外の生息調査を行い、かつて伊賀地方の里山環境を形成していた動植物を分析して生育しやすい環境を整備する。 <p>【NPO森と木】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50年後の公園を考え、持続可能な管理を行う。 ・貴重な里山と湿地の保全、動植物の遺伝子の保存、そして常に人々の憩い・癒しの場であることを自指し、管理業務を行う。 ・業者への委託は最小限とし、花木管理の一部と樹木管理は剪枝術を持った職員が日常的に行う。 ・ナラ枯れ対策については、伐採の困難な大径木についてはNPO独自の活動である炭酸水によって枯損を予防し、小径木については適切な萌芽更新によって本来の里山林の管理に導いていく。 ・サギソウ園等の希少動植物保護のため、絶滅の危険の高いものについては情報公開を行わず、マナーのよい来園者のみが楽しめるよう「秘密の花園」化する管理を行う。 	513 528 404 ・林業の視点からの森林管理には、これまでの長年の実績があり、間伐などの森林の適正な管理と森林の多面的機能の発揮、それらの一般への普及について期待できる。 ・地元との密着度が高く、周辺の利害関係者との折衝・協力が期待できる。 ・今まで培ってきたノウハウや、それを踏まえての提案が少ない。 ・從来に比べ斬新な取組内容が多く、このことがサービスや質の低下、経営圧迫を生む可能性がある。 ・ナラ枯れへの対応について十分な期待が持てる。 ・森と木に対する愛情と、貴重な野生植物を守っていきたいという熱意が伝わってきた。 ・専門的かつ長期的な視点に基づく具体的な森林管理の提案がなされている。 ・マナーの良い来園者の基準があいまいで、利用者に対して公平を損なう恐れがある。県民への公平、平等なサービスの提供に配慮されたい。

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
3 三重県上野森林公园の効用の最大限発揮と県民サービスの向上	・問い合わせ等があった場合には、丁寧な対応と適切な案内を行うこと。 ・自然体験型イベントの年24回(原則月2回)を実施すること ・三重県が示す方法により利用者数を適切に把握し、意見箱等の設置、アンケート等により利用者意見を把握し記録すること。 ・ホームページによる情報提供などを行い、利用促進に努めること。(原則毎月1回情報発信すること) ・事業報告、業務報告を仕様書に従い行うこと。 【成果目標】 ・施設利用者数 毎年度 7.3万人 ・満足度 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者 満足度 92%	923	【伊賀森林組合】 ・月2回の開催ペースを基本としつつも、利用者集中時(夏休み等)に重点的にイベントを開催 ・森っこくらぶのような会員募集を行い、シリーズ化したイベントの開催を通じ、子供たちの環境への関心を高める。 ・希少生物の生息状況やその背景にある森林環境の説明を中心とした観察会を行い、「生物多様性の保全」の実態に関する情報共有を行う。 ・俳句や短歌といった大人向けの自然とのふれあい教室として研修室を利用することによりし、利用率を向上させる。 ・県産材の住宅等への活用について、普及啓発活動を推進 ・ニーズに合わせた公園整備とホームページのきめ細かい更新等による既存利用者との関係維持、新規利用者の発掘、新聞等メディアの積極的活用などの実施 ・専門知識を有する職員等によるイベントの内容拡充を図る。(昆虫、鳥類、植物、水生生物観察等) ・開花状況やイベント情報等の新聞やケーブルテレビ等を利用した提供。	・開催イベントについて、年間開催数、内容等、新規的、独創的なものに乏しい。来園者の確保、満足度の向上のためにもいっそうの工夫を努めてほしい。 ・これまでの指定管理者としての実績から、リピーターである地域住民や地域の諸団体の関係を重視し、積極的に職員がコミュニケーションを取ることで運営に活かしていく姿勢が良い。 ・地元のリピーターをさらに増やすための職員の接客技術の向上や土日、夏休みの親子イベントの学校への周知、HP等電子媒体の更なる活用、利用者の意見収集の方法の工夫等、もっとできることがあると思われる。
自然環境学習のための施設として、効果的な活用方法が提案されているか		1,350	【三重県自然環境保全センター】 ・「上野森林公园に行けば、何かやっている」という認知を広め、多くのリピーターや新規利用者の獲得に繋げる。 ・原則毎週末及び夏休み期間中実施 ・落ち葉かきによるビートルベッドづくり等、公園管理の一部をイベントとして実施し、里山づくりの場やリラクゼーションの場としても利用。 ・森林セラピーやヨガ等、森林の新しい魅力を利用したイベントを実施し、新しい来園者層の開拓を行う ・専門性の高いプログラムの実施により、指導者育成を行ってもともに、経験を積む場として利用できる仕組みとする。 ・老朽化した施設については利用者の安全を最優先とし、立ち入り禁止措置等を行い、必要に応じて修繕を行う。 ・ホームページ、Facebook、メールマガジンにより各種イベント情報の発信を行う。 ・三重県民の森との連携、三重県博物館協会への加盟を行う。また、災害時には利用可能なオープンスペースとして地域における連携を積極的に進める。 ・利用者が意見、要望を園内どこからでも寄せられるようQRコード等の環境の整備を行う。	・イベントの開催及び集客について、他所での実績もあり十分な効果が期待できる。 ・開催イベントについて、木材生産のための森林の適正な管理、多面的機能の発揮のための森林管理等、より専門的な内容につながるよう一層の工夫に努めてほしい。 ・利用者の利便性に配慮した多様かつ積極的な情報発信についての提案があり、県民の幅広い利用につながることが期待できる。 ・SNSの活用は若い人や親子連れには非常に有効と思われる。 ・地元住民や地元の諸団体への特別な取組があるともっと良い。
森林公園として、施設の植生等を生かした将来的な利活用の提案がなされているか			【NPO森と木】 ・年24回以上の総イベント数の中で、自然体験型が8割以上となるように実施する。 ・伐採した枯木は地域の人に有償で薪等として利用してもらい、森林保全管理のための費用とする。 ・商業化は行わず、民間ならではのサービスで地道な利用者増大を図る。 ・通常の情報提供の他に、NPOが地域に飛び出していく、地域の情報、ニーズを拾い集め、公園と結びつける役割を果たすことにより、利用者の増大を図っていく。 ・既存のホームページの他に、ネット環境を持たない県民のため紙媒体での各通信発行等を欠かさず行う。 ・地域住民が参加できるイベントとして、病院や施設利用者のケアとなる公園利用を企画する。また、公園利用者の公園管理への参加なども模索していく。	・自然体験型イベントの内容、実施体制、接客態度向上のための手法等が具体的に記述されておらず、目標値達成の可能性の判断が困難である。 ・イベント回数を含めて、特色のあるイベントの再構築を望む。
「三重の森林づくり条例」の基本理念と合致しているか				
自然環境について十分な知識を有しているか				
三重県上野森林公园の利用者数を増加させる方策が提案されているか				
利用者、参加者の満足度向上の方策が提案されているか				
三重県上野森林公园で行われるイベント等の情報について、適切な発信方法が提案されているか				
施設の効用を高めるため、他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか				
三重県上野森林公园の管理及び運営について、地域住民等が参加できる管理が提案されているか				
利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営の反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				
施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 管理に係る経費の効率性	指定管理料の上限 総額 137,314千円	189	【伊賀森林組合】 従来の経費節減を踏まえ、次のこととを主軸に効果を計る。 ・外部専門業者への複数年契約 ・植物管理、清掃業務に関するボランティアとの協働 ・行事参加者、モリメイトへの案内通知等の電子媒体利用	・委託費の割合が高いので、そこを下げるための工夫をしてもらいたい。
収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	平成28年度 27,062千円 平成29年度 27,563千円 平成30年度 27,563千円 平成31年度 27,563千円 平成32年度 27,563千円	300	【三重県自然環境保全センター】 ・可能な限り、自主事業収入が得られるよう取り組み、限られた指定管理料で最大の効果を発揮できるようにする。 ・再受託業務の縮減により、経費の効率化を進める。 ・不一ミングライセンスの導入やふるさと納税を活用した資金調達など、経費の効率化に取り組む。	193
提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
実効性がありかつ創意工夫のある経費の効率化方策が提案されているか			【NPO森と木】 ・助成金等で補足とともに、初年度は金融公庫等を利用する。炭撒きはNPO独自の活動であるため、助成金により賄う。 ・花木管理の一部は職員が行い、花壇への植栽はモリメイトや園芸療法の場として利用してもらう。	140

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項(審査コメント等)
5 管理に必要な人員及び財政的基礎 組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	・管理運営の総合調整及び県との連携連絡のため1名の責任者及び1名以上の副責任者を選任すること。 ・開所時間内は、上野森林公園利用者への案内等のため職員1名以上を管理事務所内に配置すること。 ・自然に関する知識を有する者を2名以上雇用し、月に16日以上配置すること。 ・施設管理に必要な資格をゆする者(防火管理者等)を配置すること。 ・実施体制を保持し、職員の育成、運営及び安全管理に必要な研修を実施すること。	300	<p>【伊賀森林組合】 -現在の嘱託職員を継続雇用する。管理事務所長を常駐の管理責任者として専属配置し、管理責任者の補佐役として2名を配置し、マネジメント機能、業務実施体制を強化する。 -所長以下6名の職員を管理事務所に配置する。 -財政的基盤や森林整備実績、経理処理体制を背景に、森林公園の管理運営能力を十分に有する。</p> <p>【三重県自然環境保全センター】 -常勤職員として3名(総括責任者、イベント・広報担当及び植物・施設管理担当者企画運営担当のそれぞれの副責任者)配置。 -サポートスタッフとして非常勤職員を配置し、植物管理やイベント企画・運営、施設整備に従事させる。 -Web管理について、必要に応じて、弊社職員のアートディレクター やシステムエンジニアによるサポートを受ける。 -NPO法人を対象した銀行による融資を活用し、財政的基盤を安定化させる。</p> <p>【NPO森と木】 -所長(責任者)、参与(副責任者)、自然共生推進員、自然学習指導員で構成。 -5年間職員全員が継続勤務する体制づくりを目指し、職員入れ替わりで生じる無駄な経費の削減を図る。 -伊賀市助成金や他の募金、民間助成金を駆使し、微力ながら財政基盤とする。</p>	240 177 135
人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか				-過去二期にわたり運営母体が赤字を計上している。上野森林公園の管理運営費が運営母体の赤字に補填されないことを確認する必要がある。 -安定的な運営を行うための財政的な基盤の確保について具体的に示されたい。
人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか				
施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか				-組織体制財政的な基盤が脆弱であり、安定的な管理・運営が懸念される。 -森林公園を管理運営するだけのノウハウや知識は乏しいように感じられる。
総合審査結果		3,000	伊賀森林組合 三重県自然環境保全センター NPO森と木	2,070 2,085 1,499

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県桑名市大字星川853-3 特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター 理事長 森 豊
選定委員会の講評	-他の施設において、指定管理者として管理を適切に行っている実績がある。 -管理運営に関する責任体制、実施方策が確立されており評価できる。 -新たな発想で、情報の発信や利用者の意見等の把握、管理運営への反映などを具体的に考えていることから、施設利用者数の増加または満足度の向上が期待できる。 -森林環境教育の場としての、三重県上野森林公園の十分な機能発揮が期待できる。 -長期的な森林の姿を見据えた適切な森林管理が期待できる。

(1) 「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画(仮称)(中間案)』に対する意見」への回答

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回 答
147	獣害対策の推進	農林水産部	野生鳥獣による被害は多様化し、交通事故等の生活被害の率も高くなっている。獣害対策の推進が「暮らしの安全を守る」施策として位置付けられていることを捉えれば、生活者視点からの、安心して暮らすことに対する現状と課題も記載いただきたい。	野生獣による自動車等との衝突事故や家屋への侵入などの生活被害が発生していることから、広く関係機関と情報共有、連携強化を図り、生活被害の軽減にもつなげていきたいと考えており、こうした取組を記述していきます。
151	地球温暖化対策の推進	環境生活部	啓発や環境教育が取組方向に記載されているが、具体的な実践に係る記述が弱い。温室効果ガス排出に大きな割合を占める企業の地球温暖化対策実践例としてはM-E MSの認証等が挙げられるが、活動指標でなくてもよいので、「取組方向」などに記述を加えてもらいたい。	
212	地域の活力を高める女性活躍の推進	環境生活部	男女が対等な立場であらゆる分野に参画でき、女性が活躍できる場づくりを推進していくことが施策の主旨であることを捉えれば、施策名の表記には男女共同参画の文言を用いることがより適切であり、施策名は「男女共同参画の社会づくり」としていただきたい。	
			女性の活躍が求められる場所が企業だけでなく、地域や家庭など多岐にわたることを捉えれば、根本となる県民指標は、県民の男女共同参画に対する意識が高まったかどうかとするのがより適切であり、県民指標は「社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合」としていただきたい。	

(3) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（最終案）について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年12月制定・施行）」に基づく基本計画について、本年度中の見直しに向けた作業を進めています。

これまで、基本計画懇話会や本委員会を中心に基本計画案に関する議論をいただくとともに、パブリックコメント、県民や市町、農業関係団体との意見交換会を実施し、いただいた意見をふまえて基本計画（最終案）を取りまとめました。

1 見直しに向けた取組状況

前回の本委員会でご議論いただいた基本計画（中間案）について、平成27年10月20日から11月19日までパブリックコメントを実施し、45件の意見をいただくとともに、平成27年10月～11月の間に、県民や市町の農政担当者、農業関係団体との意見交換（16回、335名参加）を実施し、128件の意見をいただきました。

また、農業者、食品関連事業者、有識者等13名で構成する第3回基本計画懇話会を平成27年11月27日に開催し、基本計画（最終案）についてご議論いただきました。

懇話会、パブリックコメント、意見交換会等でいただいた主な意見は次のとおりです。

（主な意見）

- ① TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の影響が懸念されるため、計画に位置付けてほしい
- ② 兼業農家や小規模農家が地域農業を支えているという観点から、農業を継続していく取組も計画に位置付けてほしい
- ③ 次の世代の若手が農業をめざせるような施策を講じてほしい
- ④ 若者の農村への関心が高まる中、県において、農業や農村を若者に知ってもらう機会を創出してほしい
- ⑤ 農村における集落機能の維持に向け、関係機関と行政が一緒になって行動できる体制が必要

2 新たな基本計画の最終案について

県民の皆さんからいただいた意見に基づき記述を一部修正するとともに、目標数値を定め、最終案（別冊2、別添1-1、別添1-2）としてとりまとめました。

（主な修正箇所）

- ① TPP（環太平洋パートナーシップ協定）に関する記述を追加しました。

- ②持続的な営農体制の構築に向けた取組として、多面的機能支払との連携や集落リーダーの養成等に関する記述を追加しました。
- ③農業経営体の確保・育成を図る取組として、農業ビジネス人材の育成や地域内外から幅広い人材を呼び込む取組について記述を追加しました。
- ④農業就労体験の実施等により、農村への移住を促進する取組に関する記述を追加しました。
- ⑤地域の特性を生かした活性化を図る取組について、今後の支援体制に関する記述を追加しました。

3 今後の対応

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」と合わせた検討を進め、平成28年定例会2月定例月会議で基本計画を議案として提出するとともに、同定例会の本委員会で基本計画の具体的な取組展開（平成28～31年度）を示した行動計画（案）をお示ししたいと考えています。

- ・平成28年2月 議案提出
- ・平成28年3月 策定

(4) 三重県農業版BCP（仮称）（中間案）について

県では、南海トラフ地震に伴う津波被害からの農地および農業用施設の復旧や営農再開に向けた考え方を示すため、「三重県農業版BCP（仮称）」を県内市町、JAグループ、土地改良団体等の参画や学識者の協力をいただき、策定に取り組んでいます。

1. 策定に向けた取組状況

津波被害からの農業の復旧・復興に関する事例研究や意見交換をもとに、復旧・復興に向けた手順や技術などを整理するワークショップ（9月16日）および土地改良関係作業部会（10月15日、12月2日）、営農関係作業部会（10月15日、12月2日）を開催しました。

また、東日本大震災における実際の対応およびその課題に関する聞き取り等を行うため、10月27日から28日にかけて、宮城県及び名取市、岩沼市、亘理町への現地調査を行いました。

こうした取組を通じて

- (1) 津波による農地および農業用施設の浸水予測
- (2) 被災から農地および農業用施設の復旧までの手順
- (3) 作物等への応急対策と営農再開までの手順

について検討を行い、今回、中間案をとりまとめました。

2. 今後の対応

今後、中間案をもとに県内1地区（伊勢市沿岸部）をモデル地区とし、「三重県農業版BCP（仮称）」の内容について検証を行い、最終案に向けた検討を行うこととしています。

さらに、県内各地における説明会の開催などを通じて、市町や農業団体等からの意見をいただき、今年度末までに策定することとしています。

<スケジュール>

平成28年 1月から2月	モデル地区（伊勢市沿岸部を予定）における検証 県内各地における説明会、意見交換会等の開催 ワークショップでの最終案の検討
3月	環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明 農業版BCP策定

(5) TPP（環太平洋パートナーシップ協定）について

1. TPPの合意内容、影響、政策大綱の概要

(1) TPPの合意内容および影響について（県内の主要な品目を抜粋）

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）については、平成27年10月5日に基本合意に至りました。農林水産物の市場アクセス分野における合意内容の全体像が10月20日に示されるとともに、農林水産省による定性的な影響分析が10月29日に示されました。（別冊4 1~8p参照）

(2) 国の政策大綱の概要

TPPの基本合意を受けた国の対応策を示した「総合的なTPP関連政策大綱」が11月25日に「TPP総合対策本部」で決定されました。

農林水産業については、分野別施策展開において、①「攻めの農林水産業への転換（体质強化対策）」と、②「経営安定・安定供給のための備え（主要5品目関連）」の2つを柱に「農政新時代」を創造していくこととされています。（別冊4 9~25p参照）

2 対応状況

(1) 県農林水産部TPP連絡調整会議の設置

農林水産部では、TPPの大筋合意に伴い影響を受ける農業分野に関して、県内農業への影響把握や、TPP関連対策の的確な推進を図るため、10月20日にTPP連絡調整会議を設置し、これまでに3回の会議を開催しています。

会議には、県関係各課のほか、東海農政局三重支局及びJA三重中央会にも出席をいただき、合意内容、影響分析、政策大綱など国の対策検討状況の共有や、県内の影響に関する情報交換などを行っています。

(2) 国への提言

TPP関連として、次の事項について、11月17日に国への提言・提案を行いました。

- ① 早期に、合意内容を踏まえた農業に及ぼす具体的な影響について、情報提供を行うこと。
- ② 米や小麦、牛肉、豚肉をはじめ影響を受ける品目に対する緩和対策と、農業基盤整備も含めた実効性のある体质強化対策を、地域特性を踏まえ、国の責任において講じること。
- ③ 加工食品や調理品等に係る食材の原料原産地表示制度の強化を図ること。

3 今後の対応

国の「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく対策の検討状況や県内農業への影響などについて、引き続き情報収集に努めるとともに、国の対策などを活用して、TPPへの円滑な対応を図っていきます。

(6) 三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域等の指定について

平成 27 年 7 月に施行した三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、来年 1 月 1 日から実施する事前届出制度の対象となる、水源地域及び特定水源地域を下記のとおり指定しました。

1 水源地域の指定について

(1) 水源地域の概要

「水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針（以下、基本指針という）」に基づき、林野庁が定める森林の機能別調査実施要領により水源かん養機能が高いとされた森林、及び市町から追加の意見があった森林を次のとおり水源地域に指定しました。（平成 27 年 11 月 13 日告示）

○民有林全体 348, 922ha

○水源地域 285, 475ha （民有林の 81.8%）

(2) 水源地域の指定に関する市町との調整

条例第 11 条第 4 項に基づき、水源地域の指定にあたって市町と調整を行い、水源地域に追加の意見があった市町については全て反映しました。

（水源地域へ追加する理由）

- ・水道の水源地であり特定水源地域に提案する地域であるため
- ・水道水源保護条例に基づく、水道水源保護地域であるため 等

2 特定水源地域の指定について

基本指針に基づき、市町から提案があったものについて協議したうえで、次のとおり特定水源地域に指定しました。（平成 27 年 11 月 13 日告示）

○特定水源地域 50, 376ha （水源地域の 17.6%）

※市町ごとの面積については次頁参照

3 条例の周知について

県政だより、テレビ、ラジオ等による周知を行っているほか、森林所有者に対しては森林組合を通じたチラシの発送や広報誌による周知のほか、様々な機会を捉え説明を行っています。

加えて、土地取引等に関する団体（司法書士会、行政書士会、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会）と連携し、会員へのチラシ・ポスターの配布や会員向けの研修会等の場で、周知を図っています。

また、ホームページにおいて届出が必要となる水源地域のエリアの周知を行うほか、インターネットが利用できない方にも周知を行えるよう、リーフレットを作成し、市町や森林組合、土地取引の関係団体等の窓口に備えおきます。

4 今後の対応

平成 28 年 1 月 1 日から開始する、水源地域内の土地取引の事前届出制度の円滑な施行に向けてのキックオフイベントとして、平成 28 年 1 月 9 日（土）に国土交通省と共に「国土政策フォーラム」を開催します。

また、引き続き広く県民の皆様に対しても、広聴広報課や市町と連携し、条例の周知に努めてまいります。

水源地域及び特定水源地域 市町別一覧

単位 (ha)

市町別集計	民有林	水源地域					特定水源地域	
		県から 提案	市町と 調整後	増減	民有林 に占める 割合	増減理由	特定水源 地域	水源地域に 占める割合
津市	40,822	37,970	37,884	▲ 86	92.8%	森林簿の精査による修正	14,140	34.6%
四日市市	2,557	3	3					
伊勢市	10,970	3,481	4,559	1,078	41.6%	矢持町の追加	96	0.9%
松阪市	41,300	38,864	38,862	▲ 2	94.1%	森林簿の精査による修正	9,265	22.4%
桑名市	2,934	493	1,170	677	39.9%	多度町古野の追加	470	16.0%
鈴鹿市	3,408	1,659	2,171	512	63.7%	東庄内町、山本町の追加	136	4.0%
名張市	6,872	5,213	5,250	37	76.4%	葛尾の追加	3,447	50.2%
尾鷲市	14,934	13,947	14,505	558	97.1%	須賀利町、早田町の追加	583	3.9%
亀山市	11,694	8,179	8,179		69.9%		152	1.3%
鳥羽市	7,484	2,929	2,929		39.1%			
熊野市	29,633	28,583	29,130	547	98.3%	甫母町、遊木町の追加	2,517	8.5%
いなべ市	11,740	9,560	9,442	▲ 117	80.4%	森林簿の精査による修正		
志摩市	9,110	856	856		9.4%		773	8.5%
伊賀市	32,652	23,029	24,246	1,217	74.3%	摺見、高山、一ヶ家の追加	8,792	26.9%
東員町	177							
菰野町	5,273	5,113	5,094	▲ 18	96.6%	森林簿の精査による修正		
朝日町	63							
多気町	5,915	3,763	3,763		63.6%			
明和町	310							
大台町	27,940	26,098	27,940	1,842	100.0%	栗生、大ヶ所、上楠、上三瀬、下楠、新田、千代、高奈、柄原、長ヶ、柳原の追加	5,969	21.4%
玉城町	1,259							
度会町	11,417	6,369	7,647	1,278	67.0%	坂井、長原、和井野の追加	3,253	28.5%
大紀町	20,407	19,855	20,407	552	100.0%	打見、金輪、神原、野添、船木、三瀬川の追加	421	2.1%
南伊勢町	20,367	10,499	13,923	3,424	68.4%	泉、相賀浦、小方竈、切原、五ヶ所浦、神津佐の追加		
紀北町	18,052	15,975	17,246	1,271	95.5%	紀伊長島区東長島の追加		
御浜町	5,607	4,385	4,913	528	87.6%	大字中立、大字引作の追加		
紀宝町	6,024	4,998	5,355	357	88.9%	北檜杖、瀬原の追加	361	6.0%
計	348,922	271,821	285,475	13,654			50,376	17.6%
(民有林に占める割合)		77.9%	81.8%				14.4%	

三重県水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本指針

三重県水源地域の保全に関する条例（平成 27 年三重県条例第 45 号。以下、「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針として、次のとおり定める。

1 水源地域の対象

県は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るために保全する必要がある地域を水源地域として指定する。

2 水源地域の指定

水源地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

(1) 森林の機能別調査実施要領（23 林整計第 320 号）に基づき水源涵養機能が高いとされた森林

条例の目的や県民への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域をわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源涵養機能が高いとされる森林を含む地域を大字単位で指定する。

(2) その他知事が必要と認める地域

水源地域は、個々の水源の状況など地域の実情に即して指定する必要があることから、市町からの意見に基づき知事が必要と認める地域を指定する。

なお、当該項目による水源地域指定は大字単位とする。

(3) 指定の除外

県は、(1) で示した地域のうち、市町から水源地域の指定をしない旨の意見があった地域については、水源地域に指定しない。

3 特定水源地域の指定

特定水源地域の考え方は、次のとおりとする。

(1) 水源地域のうち、下記（2）又は（3）に該当するものとして、条例第 11 条第 3 項の規定により市町から提案があり、知事が必要と認める地域を指定する。

なお、当該項目による特定水源地域の指定は、地域森林計画で設定された林班単位とする。

(2) 水源地域内において、公共用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則とする）として地表水を取水している地点から上流の集水区域

(3) 公共用水源として水道事業への水の供給を目的として設置されたダムの上流部の集水区域

(7) 第2期「みえ生物多様性推進プラン」(中間案)について

1 現状

平成20年6月に「生物多様性基本法」が施行され、都道府県は生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画の策定に努めることが規定されました。

これを受け、三重県でも平成24年3月に、平成24年度から平成27年度までの4年間を計画期間とする「みえ生物多様性推進プラン」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を総合的に進めてきました。

2 第2期みえ生物多様性推進プランの策定方針

現行プランの計画期間が平成27年度末で終了することから、「みえ県民力ビジョン・第2次行動計画(仮称)」にあわせ、平成28年度から平成31年度までの第2期「みえ生物多様性推進プラン」を策定します。

策定に向けて、三重県自然環境保全審議会自然環境部会から「生物多様性の理解をもつと進めるために、わかりやすく親しみやすいプランにする必要がある。」との意見を受け、県民の皆さんから、三重県の自然に対する理想のイメージ(こんな三重だったらイイネ!)について意見をいただき、「具体的に」、「わかりやすい」、「理解と行動に結びつく」プランを作成する方向で検討を進め、中間案を取りまとめました。

3 第2期「みえ生物多様性推進プラン」の中間案の概要

(目指すべき姿)

「森、里、川、海がつながり、地域資源をうまく利用した地域産業が根づき、経済循環が活性化し、多様な学習や活動の機会が、三重県中にあふれている！」

(重点方針1) 「みんなで学びあおう」

「子どもも大人も、県民みんなが、家庭で、社会で、地域で広く学びあう。博物館などで多様な学習や活動の機会が三重県中にあふれている」

(重点方針2) 「うまく利用しよう」

「生物多様性の保全・維持と、地域産業、地域経済・社会の循環を両立させるため、また、地元の農林水産物などの資源を持続させるためにうまく利用することが大切」

(重点方針3) 「守り、創りだそう」

「生物が生きていくには、その生物に適した環境が必要。生物が絶滅するのは、その生物に適した生息環境がなくなってしまうから。生息環境を保全することが、生物を保全することにつながる」

4 今後の対応

第2期「みえ生物多様性推進プラン」(中間案)について、広く県民の意見を聴くため、平成27年12月中旬からパブリックコメントを実施し、いただいた意見等をふまえて最終案を取りまとめる予定です。

県として生物多様性の保全と持続的な利用に向けた取組が適切に行われるよう、平成28年3月末までに第2期「みえ生物多様性推進プラン」を策定してまいります。

〈スケジュール〉

平成27年12月中旬	パブリックコメントの実施
平成28年2月上旬	三重県自然環境保全審議会に諮問
平成28年3月	環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
平成28年3月	策定

(8) 三重県水産業・漁村振興指針（中間案）について

県は、漁業者をはじめとする関係者や有識者との意見交換を行いながら、「三重県水産業・漁村振興指針」の見直し作業を進め、中間案を取りまとめました。

1 漁業者等との意見交換について

指針が浜の声を十分に反映したものとなるよう、漁業者等 800 人を目標に意見交換を行っています（11月末時点の実績が目標の 800 人に達しました）。

いただいた主な意見は、以下のとおりです。

（カッコ内に第 4 章 今後の展開（別添 5-2）への反映箇所を示しました）

○付加価値向上に関して

- ・販路や魚価の課題が大きい。観光との連携や六次産業化に加え、輸出にも取り組みたい（1-1（1）・（2））。
- ・魚類養殖の規模拡大や定置網の大型化で収益向上をめざしたいが、投資に慎重な人も多い（1-1（5）・1-2（2））。
- ・個人経営では、小規模で計画生産が困難などの限界があり、販路開拓など新たな展開には、漁業者に企業的要素が求められる（1-2（2））。

○担い手、漁協合併に関して

- ・漁業者の減少と高齢化による漁業衰退を危惧している。水産加工業も含め、仕事があっても来てくれる人がいない。担い手対策が重要で、新規就業者の優遇策等を検討する必要がある（1-2（1））。
- ・一足飛びに県一漁協とすることに慎重な漁協が多い。一旦、複数漁協への合併を検討する必要がある（1-2（3））。

○水産資源に関して

- ・資源管理に力を入れている。放流も大切と考えている。限りある資源を有效地に収入に結びつけるために、県の調査、研究に期待する（1-3（1））。
- ・伊勢湾のアサリ資源の回復を図る必要がある。また、クロノリ養殖に関して、価格の高いアサクサノリの普及や協業化等の推進に期待する（2-6・2-8）。

○水産基盤整備に関して

- ・漁村集落の減災の取組を進めてほしい。また、地域の主要な水揚げ施設を耐震化し、被災後に漁業を早期再開できるよう備えたい（1-4（1））。

2 指針中間案について

第1章 指針策定の考え方

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

第3章 水産業・漁村のめざす姿

①漁業者に一定以上の所得が確保される水産業の実現

②さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に承継できる魅力ある水産業・漁村の確立

③資源管理および環境の保全・再生を進め、豊かな水産物を持続的に供給できる水産業・漁村の展開

④漁港施設や市場・共同加工施設などの整備による、安全で生産性の高い水産業と、安心で快適な漁村の構築

の4つをめざす姿として、以下の取組を展開してまいります。

第4章 今後の展開

(1) 施策の展開

① 高い付加価値を生み出す水産業の確立

② 水産業の担い手の確保・育成

③ 資源管理・漁場環境保全等の推進

④ 水産基盤の整備・保全

(2) 漁業種類別の取組

本県の主要な11の漁業種類ごとに、取組内容を明確にし、漁業者、水産関係団体、市町、県等が適切な役割分担のもとで取組を実践してまいります。

①底びき網漁業

⑤海女漁業

⑨貝類養殖

②船びき網漁業

⑥アサリ漁業

⑩真珠養殖

③まき網漁業

⑦魚類養殖

⑪内水面漁業・養殖業

④定置網漁業

⑧藻類養殖

第5章 推進体制

3 今後の対応

引き続き、関係者や有識者から意見をいただくとともに、パブリックコメントを実施する等して、最終案をとりまとめ、平成28年3月の環境生活農林水産常任委員会にお示しする予定です。

(作業スケジュール)

平成27年12月中旬 パブリックコメント

平成28年 3月 環境生活農林水産常任委員会で指針最終案を説明

平成28年 3月 策定

(9) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年9月15日～平成27年11月23日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	平成27年9月29日(火)
3 委員	【部会長】中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー 新海洋子 他4名
4 諸問事項	みえ生物多様性推進プランの改訂について
5 審議結果	みえ生物多様性推進プランの改定案について説明し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成27年10月19日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他11名
4 諸問事項	1 三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域及び特定水源地域の指定について 2 北伊勢地域森林計画(案)について 3 森林保全部会の審議状況について 他
5 審議結果	1 三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域及び特定水源地域の指定についてご審議いただき、適当と認められました。 2 北伊勢地域森林計画(案)について報告しました。 3 森林保全部会の審議状況について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公园指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成27年10月28日(水)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諸問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公园の指定管理者選定について
5 審議結果	三重県民の森及び三重県上野森林公园の指定管理者選定について審議していただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公园指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成27年11月5日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公园の指定管理者選定について
5 審議結果	三重県民の森及び三重県上野森林公园の指定管理者選定について審議し、指定管理候補者を選定していただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成27年11月6日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部由香 他10名出席
4 諮問事項	平成27年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、申請のあった6件(農産物3件、農産加工品1件、水産物1件、水産加工品1件)についての書類審査(一次審査)を行ったところ、農産物2件について1次審査を通過しました。 なお、2次審査は1月以降に実施する予定です。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	平成27年11月13日(金)
3 委員	【部会長】中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー 新海洋子 他6名
4 諮問事項	みえ生物多様性推進プランの改訂について
5 審議結果	みえ生物多様性推進プランの改定案について説明し、意見等をいただきました。
6 備考	